

定 款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社スカラと称し、英文では Scala, Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 農作物および畜産物の生産、製造および加工
2. 業務用機械、器具および各種電子機器の製造
3. バイオ燃料の製造
4. 自然エネルギー等による発電および電気の供給
5. 電気通信事業
6. 情報サービス業
7. 飲食物の卸売および小売
8. 古物の売買および修理ならびにスポーツ用品その他商品の小売
9. 通信販売業
10. 両替、貸金業および信用保証業務
11. 信販業
12. 金融商品取引業
13. 投資業
14. 投資助言・代理業および投資事業組合の運用・管理
15. 融資、債務の保証等の信用供与
16. 生命保険、損害保険、共済保険の代理業および募集に関する業務ならびに少額短期保険業
17. 不動産の賃貸および管理
18. 物品賃貸業
19. 経営権を取得した会社・団体に対する管理業務
20. 企業経営に関するコンサルティング
21. M&A に関する仲介、斡旋およびアドバイザー業務
22. 新規事業開発支援および販売促進等に関するコンサルティング
23. 医療施設、宿泊施設、飲食店およびスポーツ施設の経営
24. 旅行業法に基づく旅行業、旅行代理店業および旅行サービス手配業ならびに旅行および観光に関する調査、企画および運営
25. 競技団体およびスポーツチームの経営ならびにスポーツに関する企画およびコンサルティング
26. 学校および教育施設の経営および教育に関するコンサルティング
27. 社会福祉、健康増進および介護サービス事業ならびに医療および福祉に関する

コンサルティング

- 28. 人材派遣業および人材紹介業
- 29. 一般・特定労働者派遣事業
- 30. コールセンター事業
- 31. 各種イベントの企画および運営
- 32. 企業、官公庁および教育機関との連携および共創に関する事業
- 33. キャラクターの企画、開発および販売ならびにキャラクター商品に関する知的財産権の管理
- 34. 上記各号に付帯する業務、コンサルティング、直接販売または販売代理、輸出入、販売促進、仲介、斡旋、調査、研究・開発、資料作成、コンテンツ制作、情報収集、企画、運営・運用、管理など関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会、および報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、59,811,600株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。
2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会にすることができる。

(基準日)

- 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。
2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、予め取締役会において定めた代表執行役を兼務する取締役がこれを招集し、その議長となる。
2. 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までには書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提

出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

2. 取締役の3分の1以上は、社外取締役（会社法第2条第15号の社外取締役を言う。）とする。

(選任の方法)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、予め取締役会において定めた代表執行役を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表執行役を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。

(執行役員)

第24条 当会社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出

席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、年額 5 億円以内とし、報酬委員会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

第 5 章 指名委員会、監査委員会、および報酬委員会

(各委員の選定方法)

第30条 当社の指名委員会、監査委員会、および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会の権限等)

第31条 指名委員会、監査委員会、および報酬委員会の各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。

第 6 章 執行役

(員 数)

第32条 当社の執行役は 10 名以内とする。

(執行役の選任)

第33条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第34条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。

(代表執行役)

第35条 代表執行役は、取締役会の決議によって選任する。

2. 取締役会はその決議によって、執行役社長 1 名を置くほか、その他の役付執行役若干名を置くことができる。

(業務の分掌および指揮命令関係監査役会の議事録)

第36条 執行役の職務の分掌および指揮命令関係は、取締役会の決議により定める。
(報酬)

第37条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。

(執行役の責任免除)

第38条 当社は、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(選 任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(任 期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 8 章 計算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 35 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任については、なお変更前の定款第 39 条第 1 項の規定を準用する。

以上

(変更履歴)

この定款は、昭和 62 年 2 月 17 日から実施する。

この定款は、平成 4 年 1 月 22 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 7 年 8 月 25 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 8 年 4 月 16 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 8 年 7 月 12 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 8 年 8 月 26 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 11 年 11 月 30 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 11 年 12 月 17 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 11 年 12 月 27 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 12 年 4 月 24 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 12 年 7 月 17 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 12 年 9 月 29 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 12 年 11 月 20 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 13 年 3 月 7 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 13 年 9 月 28 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 14 年 9 月 27 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 15 年 9 月 29 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 16 年 7 月 8 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 16 年 9 月 30 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 17 年 9 月 30 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 18 年 9 月 29 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 20 年 9 月 30 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 21 年 1 月 5 日から一部改定のうえ実施する。

(みなし定款)

この定款は、平成 21 年 9 月 30 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 22 年 1 月 6 日から一部改定のうえ実施する。

(附則削除)

この定款は、平成 25 年 9 月 27 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 26 年 1 月 1 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、平成 28 年 9 月 29 日から一部改定のうえ実施する。

(附則削除)

この定款は、平成 28 年 12 月 1 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、令和 2 年 9 月 28 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、令和 3 年 9 月 27 日から一部改定のうえ実施する。

この定款は、令和 4 年 9 月 26 日から一部改定のうえ実施する。

(附則削除)

(附則削除)

この定款は、令和 7 年 9 月 25 日から一部改定のうえ実施する。